

## B E L Sに係る評価料

1. B E L S (建築物省エネルギー評価表示制度) に係る評価料金は次に定めるところによる。 (消費税込)

### ○一戸建ておよび一部の共同住宅等※1 の評価料

申請の対象建築物全体

| 延べ面積   | 区分         | 設計住宅性能評価<br>申請との併願※2 | 単独評価    |         |
|--|------------|----------------------|---------|---------|
|  |            |                      | 新築※3    | 既存      |
| 200m <sup>2</sup> 以内                           | 型式認定等 (温熱) | 16,500円              | 38,500円 | 66,000円 |
|  | 一般         |                      | 49,500円 |         |
| 200m <sup>2</sup> 超え<br>1,000m <sup>2</sup> 以内 | 型式認定等 (温熱) | 18,700円              | 42,900円 | 71,500円 |
|  | 一般         |                      | 55,000円 |         |

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

※2 併願料金の適用は、BELS評価の申請を設計住宅性能評価申請の2週間以内に行う場合に限る。

(BELS評価の申請時点で設計住宅性能評価申請が無い場合は、単独評価の料金を適用する)

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

※3 確認検査済証交付から1年以内で、増改築等がされていない場合に新築欄の料金を適用できる。

### ○延べ面積1,000m<sup>2</sup>以内の共同住宅等※4 の評価料

| 対象                                   | 区分         | 設計住宅性能評価<br>申請との併願※5 | 単独評価                   |                        |
|--------------------------------------|------------|----------------------|------------------------|------------------------|
|                                      |            |                      | 新築※3                   | 既存                     |
| 住戸の<br>部分のみ                          | 型式認定等 (温熱) | 18,700円<br>+M×6,600円 | 42,900円<br>+M×8,800円   | 71,500円<br>+M×12,100円  |
|                                      | 一般         |                      | 55,000円<br>+M×12,100円  |                        |
| 建築物全体<br>または<br>建築物全体および<br>住戸の部分 ※6 | 型式認定等 (温熱) | 68,200円<br>+M×6,600円 | 91,300円<br>+M×8,800円   | 137,500円<br>+M×12,100円 |
|                                      | 一般         |                      | 103,400円<br>+M×12,100円 |                        |

M : 評価対象住戸数 (建築物全体または住宅部分全体の評価を行う場合は、評価対象住戸数は全住戸数とする)

※4 1,000m<sup>2</sup>以内の共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※5 評価対象住戸の全てが設計住宅性能評価対象になっていない場合は単独評価の料金を適用する。

併願料金の適用は、BELS評価の申請を設計住宅性能評価申請の2週間以内に行う場合に限る。

(BELS評価の申請時点で設計住宅性能評価申請が無い場合は、単独評価の料金を適用する)

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

※6 複合建築物の住宅部分全体を対象とする場合は、共同住宅等の建築物全体と同一の扱いとする。

### ○延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える共同住宅等の評価料

別途見積りとする。

### ○長期使用構造等確認業務と併せて申請した場合の評価料

設計住宅性能評価申請がある場合と同じ扱いとする。

○非住宅建築物の評価料（標準入力法等には、主要室入力法およびBEST省エネツールを含む）

| 延べ面積  | 用途1 ※7   |          | 用途2 ※8   |          | 用途3 ※9   |          |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|   | 標準入力法等   | モデル建物法   | 標準入力法等   | モデル建物法   | 標準入力法等   | モデル建物法   |
| 300m <sup>2</sup> 未満                          | 319,000円 | 154,000円 | 85,000円  | 55,000円  | 286,000円 | 121,000円 |
| 300m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満    | 473,000円 | 264,000円 | 143,000円 | 88,000円  | 363,000円 | 187,000円 |
| 1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満  | 594,000円 | 308,000円 | 143,000円 | 88,000円  | 484,000円 | 231,000円 |
| 2,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満  | 693,000円 | 352,000円 | 165,000円 | 110,000円 | 616,000円 | 275,000円 |
| 3,000m <sup>2</sup> 以上4,000m <sup>2</sup> 未満  | 737,000円 | 385,000円 | 176,000円 | 121,000円 | 649,000円 | 308,000円 |
| 4,000m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満  | 781,000円 | 407,000円 | 198,000円 | 143,000円 | 693,000円 | 341,000円 |
| 5,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 | 869,000円 | 495,000円 | 253,000円 | 198,000円 | 814,000円 | 407,000円 |

※7 ホテル、病院、集会所等およびこれらを含む複合建築物

※8 工場、倉庫等

※9 用途1、用途2以外の建築物（事務所や店舗等も該当）

○西日本住宅評価センターで行った省エネ適合性判定の結果を利用した申請の場合の審査料は、

省エネ適合性判定申請の2週間以内に本申請を行う場合に限り、上表によらず33,000円とする。

（省エネ適合性判定と計算方法または一次エネルギー消費量計算に変更がある場合は上表を適用する）

○建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、またはモデル建物法で計算を行うもので

対象となる室が無い場合の評価料は33,000円とする。

○複数用途の建築物で、2以上のモデル建物法で計算されたものは、主たる用途のモデル建物法の計算に

追加された計算（主たる用途に付属する軽微な用途の部分の計算を除く）毎に33,000円を加算する。

○延べ面積が10,000m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物の評価料

別途見積りとする。

○住宅を含む複合建築物

非住宅建築物の評価料に住宅の評価料を合算したものとする。

○評価書の再交付料金

再交付は3,300円／通とする。

○変更依頼の評価料

変更による追加評価が必要な場合は、単独評価の半額（共同住宅等については基本料のみ半額）とする。

ただし、併願の割引は適用しない。

また、大幅な変更で過半の評価のやり直しが必要な場合は変更申請ではなく新規の申請とする。

評価内容の変更を伴わない建築物の名称のみの変更等の場合は、5,500円/通とする。

■併願審査・評価による割引

下記の審査・評価の中から複数を併願申請する場合において、2種類目以降の審査・評価は上記料金規程にかかる割引料金（※10）を適用できる。

- ・建築物省エネ法第30条（性能向上計画認定）に係る技術的審査
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・B E L S に係る評価
- ・省エネ適合性判定（非住宅のみ）

※10 住宅にあっては、省エネ適合性判定を除き、「設計住宅性能評価申請との併願」と同じ評価料とする。

非住宅にあっては、上表によらず33,000円とする。

併願割引は複数の併願申請を2週間以内に行う場合に限り、2種類目以降の後続申請に対して適用する。

また、外皮性能計算および一次エネルギー消費量計算に変更が無い場合に限る。

非住宅にあっては、計算方法が異なる場合は、併願割引は行わない。

【 非住宅評価・審査の用途と料金区分 】

| 用途区分コード | 非住宅の用途                   | 料金区分 |
|---------|--------------------------|------|
| —       | ホテル、病院、集会所等及びこれらを含む複合建築物 | ①    |
| —       | 工場・倉庫等                   | ②    |
| —       | 左記の用途以外の建築物              | ③    |

| 用途区分コード | 建築基準法施規則別紙で記載のある用途   | 料金区分 |
|---------|--|------|
| 08070   | 幼稚園  | ③    |
| 08080   | 小学校  | ③    |
| 08082   | 義務教育学校   | ③    |
| 08090   | 中学校、高等学校又は中等教育学校   | ③    |
| 08100   | 特別支援学校   | ③    |
| 08110   | 大学又は高等専門学校   | ③    |
| 08120   | 専修学校   | ③    |
| 08130   | 各種学校   | ③    |
| 08132   | 幼保連携型認定こども園  | ③    |
| 08140   | 図書館その他これに類するもの   | ①    |
| 08150   | 博物館その他これに類するもの   | ①    |
| 08152   | 美術館その他これに類するもの   | ①    |
| 08160   | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの   | ①    |
| 08170   | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの  | ①    |
| 08180   | 保育所その他これに類するもの   | ③    |
| 08190   | 助産所  | ①    |
| 08210   | 児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。)   | ①    |
| 08220   | 隣保館  | ③    |
| 08230   | 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)  | ①    |
| 08240   | 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)  | ①    |
| 08250   | 診療所(患者の収容施設のないものに限る。)  | ①    |
| 08260   | 病院   | ①    |
| 08290   | 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)  | ③    |
| 08300   | 地方公共団体の支庁又は支所  | ③    |
| 08330   | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの   | ③    |
| 08340   | 工場(自動車修理工場を除く。)  | ②    |
| 08350   | 自動車修理工場  | ②    |
| 08360   | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの   | ②    |
| 08370   | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場  | ①    |
| 08380   | 体育馆又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)  | ①    |
| 08390   | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの   | ①    |
| 08400   | ホテル又は旅館  | ①    |
| 08410   | 自動車教習所   | ③    |
| 08430   | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場  | ②    |
| 08438   | 日用品の販売を主たる目的とする店舗  | ③    |
| 08440   | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)   | ③    |
| 08450   | 飲食店(次項に掲げるものを除く。)  | ③    |
| 08452   | 食堂又は喫茶店  | ③    |
| 08456   | 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下とのものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下とのものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | ③    |
| 08458   | 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗   | ③    |
| 08460   | 物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)   | ③    |
| 08470   | 事務所  | ③    |
| 08480   | 映画スタジオ又はテレビスタジオ  | ①    |
| 08510   | 倉庫業を営む倉庫   | ②    |
| 08520   | 倉庫業を営まない倉庫   | ②    |
| 08530   | 劇場、映画館又は演芸場  | ①    |
| 08540   | 観覧場  | ①    |
| 08550   | 公会堂又は集会場   | ①    |
| 08560   | 展示場  | ①    |
| 08570   | 料理店  | ③    |
| 08580   | キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー   | ③    |
| 08590   | ダンスホール   | ①    |
| 08600   | 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの   | ①    |
| 08610   | 卸売市場   | ②    |
| 08620   | 火葬場又は土畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設   | ②    |
| 08630   | 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの   | ②    |
| 08640   | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの   | ②    |
| 08650   | 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの  | ③    |